

# 仙台市ボランティア連絡協議会会則

## (名称)

第一条 この会は、仙台市ボランティア連絡協議会(以下「本会」という)と称する。

## (事務所の所在地)

第二条 本会の事務所を、仙台市青葉区五橋二丁目十二番二号 仙台市ボランティアセンター内に置く。

## (目的)

第三条 本会は、仙台市内のボランティア活動の円滑な推進を行うため、ボランティアグループならびに個人ボランティアの相互交流、親睦及びボランティア活動の拡充と市民への啓発を行い、自主的運営を図つて地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) ボランティアの相互交流並びに情報交換に関すること。
- (2) ボランティアの相互学習及び研修に関すること。
- (3) ボランティア活動の調査・研究に関すること。
- (4) ボランティア活動の育成・普及に関すること。
- (5) 各種ボランティア活動への協力・援助に関すること。
- (6) 各種福祉団体が行う事業及び地域福祉活動への協力に関すること。
- (7) ボランティア情報センターの受託に関すること。
- (8) その他本会の目的に必要な事業に関すること。

## (会員)

第五条 本会の会員は、本会の目的に賛同する仙台市内のボランティアグループ及び個人ボランティアをもって組織する。

- 2 ボランティアグループの代表者に変更あるときは、その旨を速やかに本会に届けるものとする。

## (入会及び脱会)

第六条 本会に入会を希望する場合及び脱会する場合は、所定の手続きを経て行うものとする。

- 2 入会及び脱会は、入会を希望するボランティアグループ、個人ボランティア及び会員の意志によるものとする。

## (役員)

第七条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 二名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 二名

## (役員を選任)

第八条 役員は総会において選任する。

- 2 事務局長・事務次長・会計を置く。事務局長・事務次長・会計は理事の中から会長が任命する。

## (役員任期)

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の在任期間とする。

## (役員任務)

第十条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会の運営上必要な事項を審議し、その運営にあたる。
- (4) 監事は、会務の執行状況及び会計を監査する。
- (5) 事務局長は、会の運営に沿って会務を処理する。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (7) 会計は、本会の会計に関する事務を行う。

## (顧問)

第十一条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会に図り会長が委嘱

する。

(会議)

第十二条 本会の会議は、総会並びに理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第十三条 総会は、本会の決定機関とし、年一回以上開催し、議長は、副会長がつとめる。

2 理事会で必要と認めた場合または会員の三分の一以上の要求があつた場合は、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員を選任
- (5) その他本会運営に関し重要な事項

(理事会)

第十四条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、総会に提出する事項並びに会の運営上必要な事項を審議する。

(審議事項の決定)

第十五条 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員会)

第十六条 本会に委員会を置くことができる。

2 委員会には、報委員会・行事開催時において必要に置けることができる。

3 委員会は、定 役員会で審議、提 する。

(事務局)

第十七条 本会の会務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置く。

3 事務局員は、会長が委嘱する。

(会計)

第十八条 本会に必要な経 費は、会 費、助成、その他の 入をもつてこれに充てる。

(会費)

第十九条 会員は、本会の運営を円滑にするため会 費を 定めるものとする。

2 会 費は年 次とし、次の区分による。

- (1) 個人ボランティア 一 円
- (2) ボランティアグループ 一名より二十名まで一 円
- (3) 会 費は年 一括とし、年六 三十 円 会員数 以上のグループは、過 の か、これを しない。
- (4) に めた会 費は、過 の か、これを しない。

(会計年度)

第二十条 本会の会計年 次は、年四 一 に まり 年三 三十一 を てる。

附 則

- この会則は、六十年七 八 から 行する。
- この会則は、六十二年四 一 から 行する。
- この会則は、成四年四 一 から 行する。
- この会則は、成五年四 二十二 から 行する。
- この会則は、成七年五 二十四 から 行する。
- この会則は、成十年五 二十八 から 行する。
- この会則は、成十三年五 二十一 から 行する。
- この会則は、成十五年五 十四 から 行する。
- この会則は、成十九年五 三十 から 行する。